

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	県立高等学校
---------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
授業料	全日制	月額	9,900	9,900	0
	定時制	各科目 単位	1,740	1,740	0
	専攻科	月額	9,900	9,900	0
通信教育受講料	各科目	単位	100	100	0
聴講料	各科目	単位	1,740	1,740	0

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
照明設備使用料	運動場	時間	2,750	<u>2,900</u>	150
	体育館	時間	760	<u>800</u>	40
冷暖房設備使用料	体育館	時間	（新設）	<u>2,260</u>	2,260

【備考】

改正前	改正後（案）
1 教育委員会が指定する県立高等学校に限る。	1 （同左）